

議案第124号

大阪市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市建築基準法施行条例（平成12年大阪市条例第62号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(台帳記載事項証明書等の交付) 第5条の3 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書又は規則第11条の3第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写し(以下「台帳記載事項証明書等」という。)の交付を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。	(台帳記載事項証明書等の交付) 第5条の3 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第6条の3第1項各号に定める事項に関する証明書又は規則第11条の4第1項第1号から第6号までに掲げる書類の写し(以下「台帳記載事項証明書等」という。)の交付を受けようとする者は、市規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年5月14日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

建築基準法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。